

作成年月日	平成27年3月23日
作成部局	健康福祉部こども局青青少年課

青少年の携帯電話契約時のフィルタリング利用状況 (携帯電話販売店へのアンケート調査結果)

本県では、平成21年に青少年愛護条例を改正し、青少年が利用する携帯電話への原則フィルタリング利用を規定しています。

このたび、青少年が利用する携帯電話契約時のフィルタリング利用状況を把握するため、条例改正後毎年実施している、携帯電話販売店へのアンケート調査を行いましたので、その結果をお知らせします。

青少年のネットトラブルが増加する一方で、携帯電話等へのフィルタリング利用が5割程度となっていることから、引き続き、フィルタリング利用率の向上に向け、事業者への要請や指導、ポスターやリーフレット「保護者のためのネット利用ガイドブック」による啓発を実施します。

1 調査結果

フィルタリング利用率は50.8%と、昨年度から1.2%上昇しました。

(過去の調査結果と評価)

区 分	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
フィルタリング利用率 (携帯電話)	63.5%	64.9%	72.4%	60.3%	49.6%	50.8%
(スマートフォン)	—	—	—	(79.4%)	(76.8%)	(79.5%)
	—	—	—	(54.1%)	(41.9%)	(44.0%)

- ・平成24年度以降の低下傾向に下げ止まりが見られました。
- ・本年度実施した、「携帯電話事業者を訪問し保護者向け説明強化の協力を要請」及び、「県警察と県民局職員による販売店への立入指導」などの取組の効果と考えられます。

2 調査の概要

- (1) 調査対象 県下全携帯電話販売店約600店舗(回答数281店)
- (2) 調査方法 調査票を販売店に配付し、調査期間中の各販売店の契約状況を照会
- (3) 調査期間 平成27年1月25日(日)から1月31日(土)まで
- (4) 青少年契約数 1,216件

3 今後の主な取組

(1) 事業者向け

- ア NTTドコモ等携帯電話事業者をこども局長が訪問し保護者説明強化の協力を要請
- イ 県警察と県民局合同による携帯電話販売店立入指導(約200店舗)

(2) 保護者向け

ア 青少年のインターネット依存防止対策セミナーの開催（新規）

イ 小中高校生が企画運営する「スマホサミット in ひょうご」の開催

ウ ポスター（3000部）やリーフレット「保護者のためのネット利用ガイドブック」（35,000部）による啓発

※「保護者のためのネット利用ガイドブック」の特徴

①「スマホの使い過ぎによる悪影響」や、「青少年の犯罪被害の状況」など、インターネットの危険性を具体的に説明

②「LINEなどのアプリもフィルタリングをかけたまま利用できる」など、携帯電話やスマートフォンに対するフィルタリングの有効性を説明

③家庭でのルールづくりのヒントなどを掲載

（ルールづくりのエッセンス）

- ・個人情報を書き込まない
- ・利用しない時間を決める
- ・フィルタリングを利用する

（参 考）

【ネットをめぐる子どもたちの状況】

(1) 全国の青少年 439 人が不適切なネット利用によりサイバー補導される

補導された青少年の 9 割は援助交際等の書き込みにスマートフォンを使用し、無料通話アプリの ID を交換する掲示板とともに、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）への書き込みも見られた。（H26：警察庁）

(2) 消費者相談件数の大幅増加及び低年齢化

15 歳以下の子どもの、オンラインゲームに関する消費者相談件数が、前年比約 3 倍に増加（H24（18 件）→H25（51 件）：県消費生活課）

(3) 犯罪被害児童のフィルタリング利用が低率

コミュニティーサイト（SNS・LINE 等）を利用して犯罪被害に遭った子どもの、95% がフィルタリングを利用していなかった（H26 上半期：警察庁）

(4) フィルタリング利用をしない主な理由（販売店への聞き取り）

- ・フィルタリングを利用すると、LINE（ライン）等のアプリが使えなくなると保護者の多くが誤解している。
- ・「うちの子は大丈夫」など、ネットの危険性に対する保護者の危機意識が低い。

<問い合わせ先>

兵庫県健康福祉部こども局 青少年課 青少年指導班

電話 078-362-3142

青少年のインターネット利用対策の推進

1 平成26年度の取組

(1) 事業者向け

ア 携帯電話事業者への協力要請

携帯電話事業各社を、こども局長と県警本部少年育成課長が直接訪問し、販売窓口での保護者説明の強化を要請

【時期】平成26年5月～6月

【対象】NTTドコモ神戸支店、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)ほか

イ 携帯電話事業者との協議

各社実務担当者に対し、①条例規定の遵守徹底、②窓口での保護者説明の強化、についての具体的な指示を与え協力を再度要請

【時期】平成26年7月

ウ 携帯電話販売店への立入指導

県警察、県民局職員合同による販売店への立入指導を実施

【時期】平成26年10～12月

【対象】県下携帯電話販売店151店舗

(2) 保護者向け

ア フィルタリング利用啓発ポスターの作成

ミズノ所属ディーン元気氏をモデルに起用したポスターを作成し掲出

【時期】平成26年7月～現在

【部数】3,000部

【掲出先】携帯電話販売店、中・高等学校、公共施設等

イ 「インターネット利用環境づくりフォーラム近畿」の開催

【時期】平成26年11月28日(金)

【場所】神戸クリスタルホール

【参加者】200名(教育機関関係者、市町、PTA、一般県民)

ウ 啓発リーフレット「保護者のためのネット利用ガイドブック」の作成

【時期】平成27年2月

【部数】35,000部

【配付先】県内全小、中、高等学校、各市町、各市町教委、一般県民

エ 「青少年ネットトラブル未然防止大作戦」への参画

(公財)兵庫県青少年本部が「スマホサミットinひょうご」を開催

【時期】平成27年2月28日(土)

【場所】兵庫県民会館パルテホール

【参加者】230名(小中高校生、保護者、青少年団体関係者)